住所　茨城県土浦市富士崎１丁目４番30号
　呉浩伸　昭和49年３月25日生
住所　群馬県前橋市文京町３丁目１番９―101号
　カルロス・マヌエル・マルキナ・オリベラ　昭和62年１月７日生
住所　東京都墨田区横川３丁目８番９―501号
　ジョジョ　昭和42年７月17日生
住所　東京都荒川区東尾久２丁目12番10―301号
　崔美花　昭和50年11月26日生
住所　千葉県市川市市川２丁目17番９―302号
　林斯恩　昭和50年12月24日生
住所　北九州市八幡西区割子川２丁目17番８号
　宋星美　昭和35年５月26日生
住所　沖縄県国頭郡伊江村字川平227番地
　陳文艶　昭和46年３月15日生
住所　岐阜市岩地１丁目８番17―303号
　黄銀仙　昭和27年11月24日生
住所　秋田県由利本荘市田町14番地
　孫暁陽　昭和54年５月18日生
住所　山形県東置賜郡高畠町大字高畠470番地28
　劉秀麗　昭和57年５月25日生
　劉秀美　昭和60年２月28日生
住所　島根県雲南市大東町須賀480番地
姜千惠　昭和52年７月12日生
住所　静岡市駿河区大谷1435番地53
　金美智子　昭和29年８月４日生
　李貴弘　昭和55年10月14日生
　李晃菜　昭和58年１月24日生
　李真名美　昭和61年２月26日生
住所　静岡市清水区駒越東町10番61号
　金昇好　昭和54年10月11日生
住所　静岡市清水区駒越東町10番61号
　金昇貴　昭和57年２月20日生
住所　東京都杉並区堀ノ内２丁目６番21号
　田村光江　昭和19年２月20日生

○財務省告示第三百五十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第一号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二回	百二十二億百三十二万円	百二十億四百十四万六千八百七十二円
〃	第四回	九十億二千四百三十六万円	八十八億六千百十九万九千七百八十円

住所　和歌山市吉札１番地３
　金春菜　平成16年12月20日生
住所　福岡県久留米市山本町豊田82番地６
　姜光夫　昭和43年７月７日生
住所　愛知県豊川市諏訪１丁目20番地
　金良昌　昭和18年４月10日生
　白清子　昭和22年４月５日生
　金伸依　昭和47年８月２日生
　金信尚　昭和53年２月３日生
住所　愛知県豊橋市下五井町西屋敷12番地21
　金利依　昭和43年12月29日生
住所　埼玉県富士見市鶴馬１丁目11番44号
　房京善　昭和45年１月16日生
住所　愛知県田原市田原町柳ケ丘27番地２
　侯紅兵　昭和42年３月14日生
住所　愛知県豊川市川花町３丁目６番地
　徐鈴枝　昭和52年10月17日生
住所　愛知県宝飯郡小坂井町美園２丁目５番地12
　鄭諸　昭和54年３月24日生
住所　愛知県豊川市諏訪西町１丁目12番地５
　鄭基行　昭和55年３月22日生
住所　愛知県豊田市御幸本町７丁目305番地１
　師美香　昭和47年11月７日生
住所　愛知県刈谷市半城土町掛貝37番地
　李香花　昭和51年５月26日生
住所　愛知県瀬戸市萩山台８丁目３番407号
　李振宇　平成元年３月31日生
住所　愛知県瀬戸市品野町６丁目507番地５
　白黛　昭和55年９月12日生
住所　愛知県一宮市小信中島字郷東33番地６
　肖旭輝　昭和43年７月９日生
　肖遙　平成４年８月６日生
　肖強　平成15年12月21日生

〃	第六回	百四十億八千七百九十三万円	百三十八億三千三百二十一万八千六百十七円
〃	第八回	九億五千二百二十一万円	九億二千五百九十八万三千十三円
〃	第十回	三億七千百十万円	三億六千七百八十九万九千六百五十円
〃	第十二回	八千百九十万円	八千百四十万二千七百十六円
〃	第十四回	一億三千八十三万円	一億三千六十七万千五百二十一円
〃	第十六回	二百十六億九十三万円	二百十四億九千百九十七万二百七十三円
〃	第十八回	百二億九千五百六十三万円	百二億四千三百七十一万四千八百二十円
〃	第二十回	七十億二百六十六万円	六十九億六千七百三十二万千二十三円
〃	第二十一回	二十八億六千八百二十五万円	二十八億五千三百七十九万四千百八円
〃	第二十四回	五百五万円	五百三万五千三百八十三円
〃	第二十六回	九千二百八十七万円	九千二百八十五万三百十七円
合　計		千十九億八千六百二十五万円	千十億二千三百四万二千二百十円

○厚生労働省告示第四百五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第二十六条第一項から第三項までに規定する検査を行う登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
株式会社環境科学研究所 愛知県名古屋市北区若鶴町百五十二番地	株式会社環境科学研究所 愛知県名古屋市北区若鶴町百五十二番地	平成二十一年九月三日

○農林水産省告示第千五百十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成十六年一月三十日農林水産省告示第百四十七号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用する。

平成二十一年十月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）